

17 障害者虐待の状況等について

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待防止法における3つの「障害者虐待」

【養護者による障害者虐待】

障がい者の保護と支援、養護者による虐待の防止と養護者支援を目的としている。(虐待者を罰することが目的ではない)

※養護者……同居していなくても、現に身の世話をしている親族、知人なども該当する。



【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

虐待が起きた施設(事業所)に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、障害者総合支援法や社会福祉法による指導等を行う。

※障害者福祉施設従事者等……入所の施設だけでなく、通所の事業所や相談支援事業所などの職員も該当する。



【使用者による障害者虐待】

虐待が起きた事業所に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、労働関係法令により指導等を行う。

※使用者……事業主だけでなく、直属の上司や、障がい者を指導する立場の人も該当する。



虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム]	[スキーム]	[スキーム]
<p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

県内の障害者虐待の状況

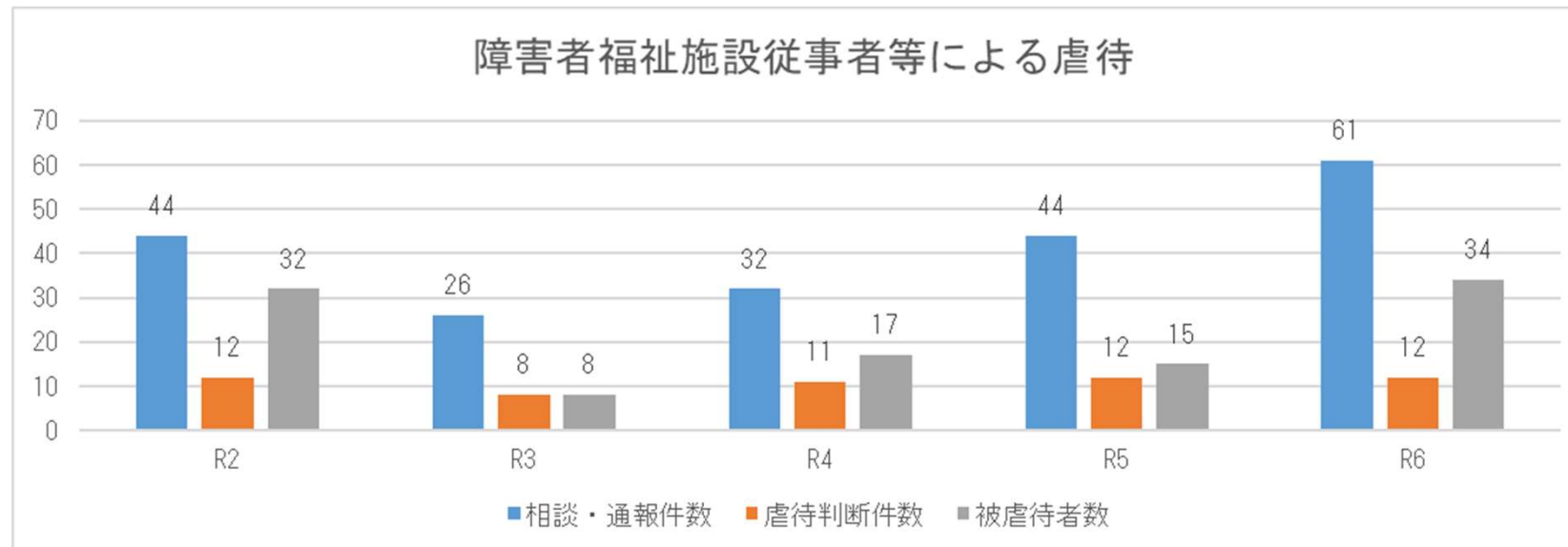
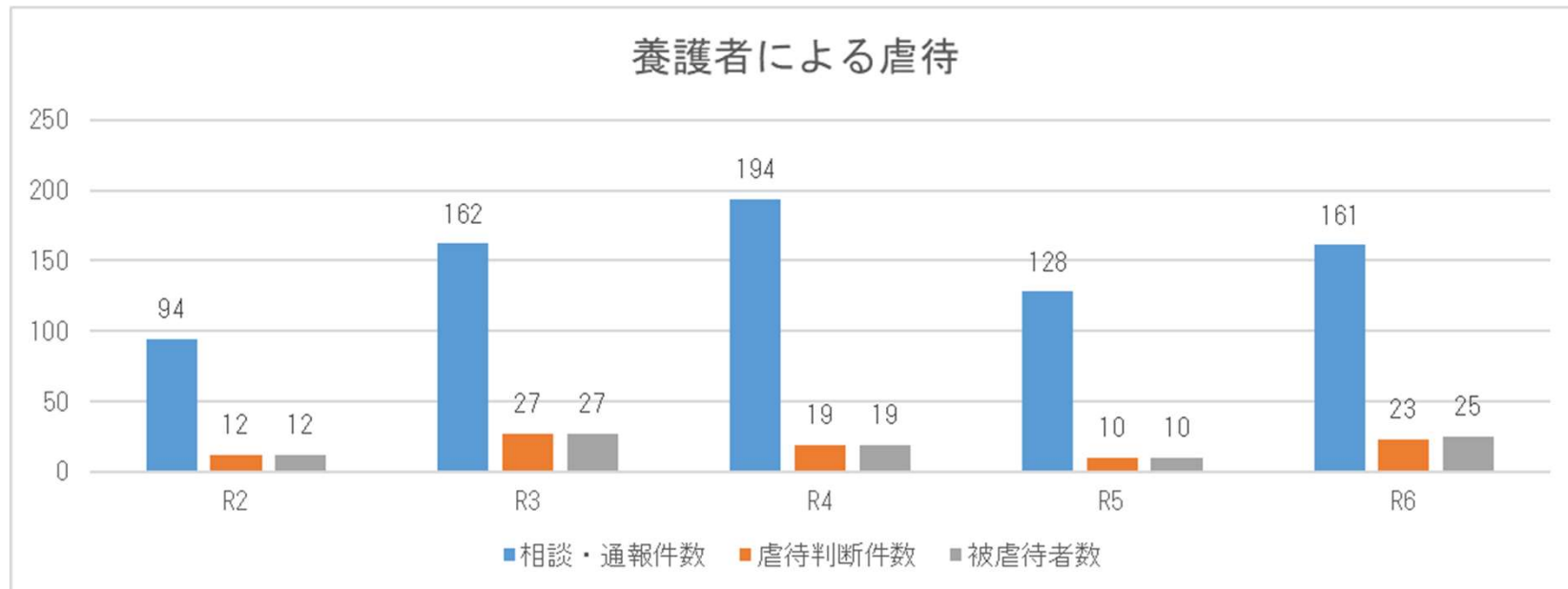
令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の障害者虐待防止法に基づく県内の状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
相談・通報件数	161件 (128件)	61件 (44件)	222件 (172件)
虐待判断件数	23件 (10件)	12件 (12件)	35件 (22件)
被虐待者数	25人 (10人)	34人 (15人)	59人 (25人)

・()内は令和5年度の状況

※使用者による虐待は、労働局が非公表のため、掲載していません。

県内の障害者虐待の状況（過去5年の推移）



《参考》 全国の障害者虐待の状況

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の全国の対応状況

※R7.12 厚労省公表

	①養護者による虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)	(参考) 使用者による虐待
相談・通報件数	11,656件	5,870件	17,526件	1,593事業所
虐待判断件数	2,503件	1,267件	3,770件	434件
被虐待者数	2,518人	2,010人	4,528人	652人

(参考) 令和6年度熊本県の状況

※使用者による虐待件数は、
労働局が非公表のため、
掲載していません。

	①養護者による 虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)
相談・通報件数	161件	61件	222件
虐待判断件数	23件	12件	35件
被虐待者数	25人	34人	59人

全国の障害者虐待の状況(令和6年度)

養護者

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	681	東京都	776	滋賀県	157	香川県	47
青森県	115	神奈川県	1,562	京都府	188	愛媛県	35
岩手県	25	新潟県	449	大阪府	2,024	高知県	52
宮城県	304	富山県	50	兵庫県	526	福岡県	273
秋田県	35	石川県	171	奈良県	67	佐賀県	27
山形県	32	福井県	32	和歌山県	43	長崎県	46
福島県	115	山梨県	45	鳥取県	27	熊本県	161
茨城県	92	長野県	130	島根県	27	大分県	161
栃木県	43	岐阜県	62	岡山県	123	宮崎県	106
群馬県	68	静岡県	118	広島県	131	鹿児島県	104
埼玉県	778	愛知県	763	山口県	41	沖縄県	111
千葉県	651	三重県	53	徳島県	29	合計	11,656

表8-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	68	東京都	187	滋賀県	84	香川県	14
青森県	44	神奈川県	218	京都府	100	愛媛県	7
岩手県	8	新潟県	81	大阪府	299	高知県	15
宮城県	78	富山県	20	兵庫県	104	福岡県	72
秋田県	7	石川県	59	奈良県	13	佐賀県	9
山形県	16	福井県	14	和歌山県	20	長崎県	18
福島県	51	山梨県	13	鳥取県	6	熊本県	23
茨城県	20	長野県	44	島根県	9	大分県	4
栃木県	15	岐阜県	21	岡山県	65	宮崎県	22
群馬県	7	静岡県	62	広島県	44	鹿児島県	13
埼玉県	103	愛知県	243	山口県	14	沖縄県	23
千葉県	117	三重県	19	徳島県	10	合計	2,503

全国の障害者虐待の状況（令和6年度）

障害者福祉
施設従事者等

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	192	東京都	688	滋賀県	123	香川県	37
青森県	36	神奈川県	485	京都府	96	愛媛県	34
岩手県	20	新潟県	74	大阪府	481	高知県	57
宮城県	129	富山県	31	兵庫県	229	福岡県	215
秋田県	16	石川県	38	奈良県	101	佐賀県	34
山形県	40	福井県	47	和歌山県	46	長崎県	77
福島県	88	山梨県	53	鳥取県	31	熊本県	61
茨城県	117	長野県	88	島根県	24	大分県	47
栃木県	80	岐阜県	85	岡山県	103	宮崎県	59
群馬県	93	静岡県	117	広島県	75	鹿児島県	74
埼玉県	267	愛知県	487	山口県	55	沖縄県	66
千葉県	330	三重県	107	徳島県	37	合計	5,870

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	43	東京都	108	滋賀県	32	香川県	5
青森県	11	神奈川県	115	京都府	35	愛媛県	6
岩手県	3	新潟県	28	大阪府	106	高知県	17
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	48	福岡県	31
秋田県	3	石川県	12	奈良県	26	佐賀県	6
山形県	5	福井県	17	和歌山県	12	長崎県	12
福島県	20	山梨県	8	鳥取県	9	熊本県	12
茨城県	39	長野県	14	島根県	5	大分県	4
栃木県	18	岐阜県	20	岡山県	20	宮崎県	10
群馬県	16	静岡県	29	広島県	12	鹿児島県	13
埼玉県	60	愛知県	120	山口県	13	沖縄県	17
千葉県	70	三重県	16	徳島県	5	合計	1,267